

広島県告示第百六十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十六年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十六年三月四日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社松浦電気エンジニアリング

三原市宮浦三丁目三二番二号

取締役 松浦 市郎

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二四）第二九一六一号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

平成二十六年三月十七日から平成二十六年三月二十三日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、平成十八年三月十五日付けで就任した役員について、平成二十四年十月十七日付けで変更届を提出するまで県に届出を行わず、この間、平成十九年十二月十六日付けで更新許可を受け、営業活動を行った。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。